

# 川崎市環境影響評価審議会公募委員選考指針

## 1 趣旨

この指針は、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）の公募委員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 選考指針

公募委員の選考に当たっては、市民の観点からの建設的な意見表示が期待できることとともに、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

### （1）適性に関すること

- ア 環境影響評価制度について一定の理解を有すること。
- イ 環境問題に関して公正な感覚を有すること。
- ウ 市域の環境問題について理解を有するとともに、その改善に向けた熱意を有すること。
- エ 市民の観点からの建設的な意思表明が期待できること。
- オ 積極性、研究心、表現力等が豊かであること。

### （2）客観的事項に関すること

環境等に関するボランティア活動、環境等の団体での活動経験があること。

### （3）その他

- ア 随時開催される審議会に出席が可能であること。
- イ 審議会委員への女性の参加を促すこと。

## 3 選考の手順

選考は、次の手順により行うものとする。

- （1）環境局環境対策部環境評価課は、申込者から送付された書類に基づき、選考資料を作成する。
- （2）選考資料及び小論文の写しは、川崎市環境影響評価審議会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）の委員に、委員会開催前に配布するものとする。
- （3）委員会において、申込者の略歴等や小論文及び面接を基に、2の選考指針に照らして評価を行い、上位の者を選出するものとする。